

# 2023年度 大学院学生交流連合 (慶應義塾大学・京都大学・東京大学・早稲田大学) 派遣学生 募集要項

本塾大学は京都大学、東京大学および早稲田大学（以下「3大学」という）との間で、大学院学生の交流に関する協定を締結し、2008年4月から、後期博士課程の研究指導を中心とした、大学院学生の派遣および受入れを行っています。

つきましては、下記の要領にて派遣学生の募集を行います。以下の事項をよく確認のうえ、必要書類を所属研究科事務担当へ提出してください。

記

## 1. 概要

- (1) 学生が在籍する修士課程又は後期博士課程の修了に必要な研究指導の一部を、3大学の研究科で受けることが研究上有益であると認められる場合に、研究指導の一部を受けることができます。
- (2) 修士課程又は後期博士課程の修了に研究上有益であると認められる場合に、研究指導の他、一部の授業科目を履修することができます。
- (3) 派遣先における研究指導や履修した単位等は、本塾大学院各研究科において定める取扱いとなります。

## 2. 派遣期間

派遣期間は、原則として1年以内とします。ただし、後期博士課程の学生は、研究上有益であると認められた場合、更に1年以内に限り期間を延長することができます。

## 3. 応募資格

修士課程および後期博士課程に在学する学生が対象となります。 \*専門職大学院に所属する学生は除く

## 4. 応募方法

- (1) 受付期間 2023年4月7日より随時
- (2) 受付場所 学生部文学研究科担当窓口
- (3) 提出書類 2023年度「大学院教育における大学間学生交流に関する協定書」に基づく特別交流学生申請書 \*申請書は塾生サイト（文学研究科ページ）からダウンロード

## 5. 派遣先の研究科

派遣を希望する場合は、事前に指導教員と相談の上、派遣先に受入れの内諾を得たうえで「2022年度「大学院教育における大学間学生交流に関する協定書」に基づく特別交流学生申請書」を所属研究科事務担当窓口へ提出してください。派遣先の研究科から受入不可的回答があった場合、派遣はできません。派遣対象研究科は以下の通りです。

### <派遣先研究科一覧>

#### (1) 研究指導のみ受入可能

|      |  |
|------|--|
| 京都大学 | 文学研究科                                  |
|      | 医学研究科<br>(医学専攻、医科学専攻、社会健康医学系専攻：博士後期課程) |
|      | 医学研究科<br>(社会健康医学系専攻：専門職学位課程)           |
|      | 医学研究科<br>(人間健康科学系専攻：修士、後期博士課程)         |
|      | エネルギー科学研究科                             |
|      | アジア・アフリカ地域研究研究科                        |
|      | 教育学研究科                                 |
|      | 理学系研究科                                 |

#### (2) 研究指導・科目履修ともに受入可能

|       |                  |
|-------|------------------|
| 京都大学  | 経済学研究科           |
|       | 理学研究科            |
|       | 薬学研究科            |
|       | 工学研究科            |
|       | 農学研究科            |
|       | 情報学研究科           |
|       | 生命科学研究科          |
|       | 公共政策教育部（専門職学位課程） |
| 東京大学  | 人文社会系研究科         |
|       | 総合文化研究科          |
|       | 工学系研究科           |
|       | 農学生命科学研究科        |
|       | 薬学系研究科           |
|       | 新領域創成科学研究科       |
|       | 情報理工学系研究科        |
|       | 学際情報学府（教育部）      |
| 早稲田大学 | 全ての研究科           |

\*未掲載の研究科は現時点での2023年度以降の受入予定が未定のため、原則応募不可

## 6. 経 費

- (1) 慶應義塾大学の規定の学費を納入してください。
- (2) 派遣先の研究科の学費は免除となります。授業科目ごとに徴収する実験実習料等の実費、宿舎、その他の経費などは自己負担となります。

## 7. 学 籍

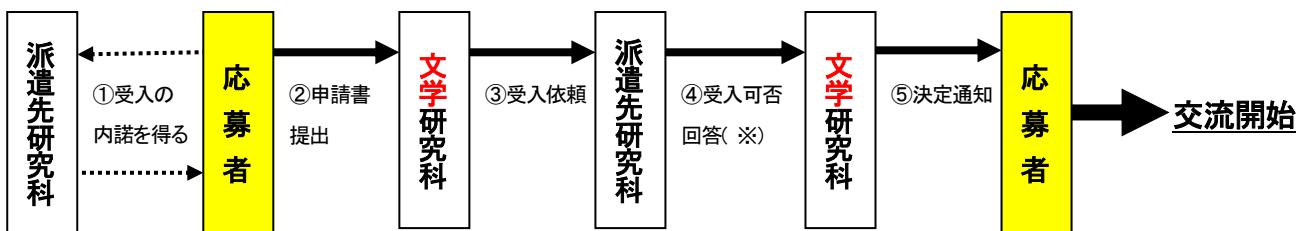
派遣している期間の学籍の異動はありません。本協定の枠組みで交流する学生は「特別交流学生」と呼ばれます。派遣先の研究科では派遣先が定める身分となります。

## 8. その他

- (1) 派遣を希望する研究科は、一研究科に限ります。複数の研究科を希望することはできません。
- (2) 派遣申請後の辞退はできません。指導教員と十分に相談のうえ、申請をおこなってください。
- (3) 派遣が決定した場合、学生教育研究賠償責任保険への加入が必要となります。

## 9. 申請手続きの流れ

- ①派遣先の研究科に受入の内諾を得てください。ただし、派遣先の研究科より内諾が得られない場合には応募できません。
- ②申請書を学生部文学研究科担当窓口に提出してください。
- ③文学研究科より派遣先大学（研究科）へ受入を依頼します。
- ④派遣先研究科より、文学研究科へ受入可否が回答されます。
- ⑤所属研究科より、応募者へ派遣の可否を通知いたします。



(※) 受入の決定は、派遣先研究科により、時間を多く要する場合があります。

### <個人情報の取り扱いについて>

- 応募書類に記載された個人情報は大学院学生交流連合に関する処理において、慶應義塾大学から3大学へと提供し、学生交流制度の範囲内においてのみ利用致します。その他、統計値が必要となる場合に利用することもありますが、その場合は個人を識別・特定できない形態で使用します。
- 個人情報は目的の範囲内で利用するとともに適切な方法で管理し、第三者への目的外での開示・提供は「法令の定めがあるとき」または「本人の同意があるとき」のみに限ります。

以 上